豊田市公告第５７９号

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和８年１１月１０日

豊田市長　太　田　稔　彦

１　委託する業務

（１）業務名

豊田市高齢者等配食サービス事業委託（豊田地区①）（単価契約）

（２）業務の概要

豊田市高齢者（６５歳以上の者）及び障がい者（以下「高齢者等」という。）配食サービス事業委託（豊田地区①）（単価契約）仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。なお、仕様書の内容については、契約締結までに受託事業者と協議の上、一部変更することがある。

業務の実施に当たっては、調理と配達の業務を分担して実施することができるが、その場合は、別紙の「豊田市高齢者等配食サービス事業委託における共同企業体の取扱いについて」に示す取扱いとする。

（３）履行期間

委託期間の開始日から令和１０年３月３１日まで

ただし、委託期間の開始日から令和９年３月３１日までの間は、準備期間とし、支払いは発生しないこととする。

（４）提案限度額

ア　１人１食　５２０円（消費税及び地方消費税を含む）

※実績食数参考　１３（２）令和８年度高齢者等配食サービスの月別実績

※業務に係る費用

イ　食事は配達費等込みで１食当たり次の金額以下とする。

１人１食　８２０円（消費税及び地方消費税を含む）

このうち食材費及び調理費相当（以下「利用者負担額」という。）として事業者が利用者から３００円を徴収し、残額は市から事業者に委託料として支払うものとする。

２　参加資格要件

公告日において、令和８・９年度豊田市競争入札参加資格（物品等）（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、以下の項目を全て満たすものとする。

ただし、参加表明書（様式１）の提出時に入札参加資格を有していない者についても、事業者基本情報（様式４）及び必要な添付書類を提出し、同等の資格があると認められる場合はこの限りでない。

（１）国税、愛知県税及び豊田市税が未納でないこと。

（２）愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者。

（３）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は第２項の規定に該当する者でないこと。

（４）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

（５）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

（６）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田・足助警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
（７）このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは特に問題ありません。）
（８）本事業の食事の調理を行う施設が豊田市内にあり、かつ、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）による「飲食店営業」の営業許可を受けていること。また、令和８年度内に有効期限が切れる場合は、営業許可の更新がされること。
　なお、複数の調理施設で調理を行う場合は、その全ての施設において同様の要件を満たしていること。
（９）豊田市保健所から食品衛生指導票による指導があった場合は、参加表明書の提出までに改善が完了されていること。
（１０）検便検査結果に陽性とされた被検者がある場合は、適切な措置がされていること。
（１１）令和３年４月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として「高齢者等配食サービス業務」の履行実績を有する者であること。

３　業務説明資料等の交付

（１）交付期間　　令和８年１１月１０日（火）から同年１１月２６日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
（２）交付場所　　豊田市役所福祉部高齢福祉課（東庁舎１階）又は高齢福祉課ホームページからダウンロード

４　参加表明書の提出及び参加資格の確認

（１）提出期限　　令和８年１１月２６日（木）　午後１時
（２）提出場所　　豊田市役所福祉部高齢福祉課（東庁舎１階）
（３）提出方法　　持参又は郵送（提出期限必着）
（４）添付資料　　参加資格要件（１）、（８）、（９）、（１０）及び（１１）が確認できる書類（（１）納税証明書等、（８）営業許可証の写し、（９）食品衛生監視票の写し、食品衛生指導票の写し、（１０）検便検査結果の写し、（１１）契約書及び仕様書の写し等）
　※（８）は飲食店営業の営業許可証で、本事業の調理を行う施設のものであること。なお、複数の調理施設で本事業の調理を行う場合は、それらの施設全てのものであること。
　※（１０）について、令和８年度「豊田市高齢者等配食サービス事業委託」契約事業者は、提出不要とする。
　※（１１）について、令和３年４月以降に「豊田市高齢者等配食サービス事業委託」の履行実績がある事業者は、提出不要とする。

５　参加資格確認結果の通知

（１）通知期限　　令和８年１１月２７日（金）
（２）通知方法　　参加表明書提出者に郵送にて行う。

６　質問の受付及び回答

（１）受付期限　　令和８年１１月２６日（木）　午後１時
（２）受付方法　　持参又は郵送（受付期限必着　様式自由）
（３）回　　答　　令和８年１２月　２日（水）までに参加者にメールにて行う。

7　提案書等の提出書類

対象となる事業者	提出書類
全ての事業者	①②基本審査・食品衛生に関する提出書類
令和８・９年度豊田市競争入札参加資格（物品等）を有していない事業者	③事業者基本情報
複数の企業が一つの事業者として本事業を実施する場合	④共同企業体協定に関する書類

①事業実施体制計画書（様式２）【必須】
②衛生状況照会同意書（様式３）【必須】
③事業者基本情報（様式４）【入札参加資格を有する者以外】
添付書類として、以下のア～ウのうち該当書類の全てを添付すること。（写しでも可能。ただし、発行から３か月以内のもの）。
ア　履歴事項全部証明書（法人の場合）
イ　身分証明書（個人の場合）
ウ　登記されていないことの証明書（個人の場合）
④共同企業体協定書の写し、委任状の写し及び構成員の資格確認書類【共同企業体のみ】
（「豊田市高齢者等配食サービス事業委託における共同企業体の取扱いについて」参照）

8　提案書等の提出期限等

（１）提出期限　　令和８年１２月　９日（水）　午後１時
（２）提出場所　　豊田市役所福祉部高齢福祉課（東庁舎１階）
（３）提出方法　　持参又は郵送（提出期限必着）
（４）そ の 他　　参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

9　食事サンプルの審査（検食）及び事業実施体制等審査ヒアリング

（１）食事サンプルの審査（検食）
ア　日時　　令和８年１２月１４日（月）　午前１０時から正午まで
食事サンプル（普通食及び刻み食 各１食分）を午前９時３０分までに高齢福祉課に提出すること。
イ　場所　　豊田市役所　東庁舎１階　福祉部会議室
（２）事業実施体制等審査ヒアリング
ア　日時　　令和８年１２月１４日（月）　午後１時から午後４時まで
１業者当たり２０分（説明１０分、質疑応答１０分）程度。参加者多数の場合は時間を延長する場合がある。
各事業者の開始時間は後日通知する。
イ　場所　　豊田市役所　東庁舎１階　福祉部会議室
全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

１０　評価基準

（１）以下の項目のうち、ア及びイ（イ）を選考委員が採点し、イ（ア）及びイ（ウ）を事務局が採点する。ただし、以下の評価基準のうち、１つでも失格要件に該当する場合は、契約の相手方として選定しない。

ア　食事サンプルの審査（検食）【選考委員評価】

盛付、味・食感及びメニューについて、８項目をそれぞれ３段階評価で採点する。選考委員の過半数が不可の評価をした項目が１つでもある場合は、失格とする。

（ア）盛付（４点）

（イ）味・食感（８点）

（ウ）メニュー（８点）

【食事サンプルに係る注意事項】

ａ　本事業を受託した場合に用意する普通食の食事を、本事業で使用する容器に盛りつけたものを提示する。

ｂ　普通食及び普通食を刻んだ食（１センチメートル四方以下）を用意する場合は、仕様書の「１２　食事内容及び献立」の規定に従うこと。

ｃ　食事サンプルに係る費用は、豊田市が負担する。

【献立表に係る注意事項】

ａ　本事業を受託した場合に想定される１週間分の献立表に、用意する食事の種類全て（複数の献立を用意する場合はそれらの献立全て）を記載し、かつ、エネルギー、たんぱく質及び塩分の３項目の摂取量を記載すること。

ｂ　豊田市産の食材を使用するときは、その食材名を明記すること。

イ　事業実施体制等審査（ヒアリング）

（ア）業務経歴等（９３点）【事務局評価】

採点項目７から１３のうち、０点の項目が１つでもある場合は、失格とする。

（イ）業務実施計画等（３１点）【選考委員評価】

（ウ）価格（５０点）【事務局評価】

価格が５２０円を超える場合は、失格とする。

※評価点（５００点）＝（業務経歴等（９３点））＋（食事サンプル審査及び業務実施計画等（５１点）×７人）＋（価格（５０点））

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

（２）価格評価について

価格点は、総合点５００点満点のうち５０点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

価格点　＝　５０点（価格点数）　×　（最低見積金額÷見積提示金額）

（３）事業実施体制等審査で５割以上の加点を獲得した全ての事業者（ただし、食事サンプル審査及び事業実施体制等審査の失格者を除く。）を契約の相手方として選定する。

（４）選考は、以下の７名の委員により行う。

福祉部副部長

基幹包括支援センター管理者

豊田市地域自立支援協議会中部ブロック基幹的リーダー

保健師

管理栄養士

障がい福祉課長

高齢福祉課長

１１　選考結果の通知及び契約

（１）選考結果通知（予定）日　　令和８年１２月１６日（水）
（２）契約（予定）日　　令和９年　２月１５日（月）
　　プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定

１２　その他

（１）このプロポーザルに参加する費用のうち、食事サンプルに係る費用以外は、全て参加者の負担とする。
（２）手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（３）次に掲げる提案は無効とする。
　ア　本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
　イ　見積金額が提案限度額を超える提案
　ウ　提案書等に虚偽の記載をした者の提案
　エ　市が示した条件に違反した提案
　オ　選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
（４）提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
（５）提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成１０年条例第３４号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
（６）本プロポーザルで選定された者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、本プロポーザルで選定された者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結する。また、この協議において、本プロポーザルで選定された者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
（７）本プロポーザルで選定された者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。
　ア　プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
　イ　提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
　ウ　契約条件に関する本市との協議が調わないとき
　エ　本市が本プロポーザルで選定された者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
（８）前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
（９）全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
（１０）本契約の履行結果が優良な場合、令和１０年度及び令和１１年度の豊田市高齢者等配食サービス事業委託（豊田地区①）（単価契約）について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。ただし、契約は、単年度毎とし、前年度の当該業務の履行結果が優良の場合とする。なお、事業の見直し等の理由により、利用者負担額を変更することがあるとともに、プロポーザル実施時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により、物価又は賃金が著しく変動した場合は、委託料の変更について、市と協議することができる。

１３　参考

（１）利用中登録者数（令和８年８月３１日時点）

１，８８０人

（２）令和８年度高齢者等配食サービス（豊田地区①）の月別実績

	利用者数（人）	食数（食）	一日当り平均食数（食）
４月	１，３０１	２７，５８７	９２０
５月	１，２９６	２７，６４５	８９２
６月	１，３００	２７，５７１	９１９
７月	１，３１３	２８，８１５	９３０
８月	１，３１９	２８，２１５	９１０
平均	１，３０６	２７，９６７	９１４

【問合せ先（提出先）】
〒471-8501　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市福祉部高齢福祉課給付・施設担当（東庁舎１階）
電　話　０５６５－３４－６９８４（直通）　ＦＡＸ　０５６５－３４－６７９３
Ｅメールアドレス　korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

（１）資本関係	①　子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ②　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
（２）人的関係	①　一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ　会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ　会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ　会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ　会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2）会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3）会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4）組合の理事 5）その他業務を執行する者であって、1）から 4）までに掲げる者に準ずる者 ②　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
（３）その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。